

平成 2 0 年第 4 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しております。
議 長		これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、 4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議 長		日程第 3、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 3 番 菊地さん
3 番菊地議員		議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。 私は、2 項目の質問をさせていただきます。 まず、1 項目目からです。 新型インフルエンザの危機管理体制と備蓄についてお伺いいたします。 近年、鳥インフルエンザが鳥から人に感染する事例が多く報告されており、このウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が危惧されています。 新型インフルエンザが、いつ出現するのか、誰にも予測すること

はできませんし、もし発生した場合に、基本的に全ての人がそのウイルスに対する抵抗力、免疫を持っていません。

そのために、新型インフルエンザは、人から人への間で広範囲に急速に広がり、世界的な大流行を起こす危険性があります。

世界保健機関及び厚生労働省が、新型インフルエンザについて、事前準備を進めるように警告を発していますが、どう認識しているのでしょうか。

この対策は、その発生状況等に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定して、各状況において迅速で的確な対応ができるように、普段より対応方針を定めておく必要があります。

11月末に国は、新型インフルエンザ対策行動計画の全面改定案を発表しました。

厚生労働省の専門家会議では、感染者が1人でも発生した場合、都道府県単位で全ての学校閉鎖を行うこと、流行時には電話診療だけで治療薬の処方ができるなどを盛り込んだ緊急時の対策ガイドラインの改正案をまとめ、文部科学省など関係省庁の協議や、一般からの意見募集を経て、年度内に国の正式な方針となる見込みです。

新型インフルエンザ対策行動計画に従い、村としても危機管理体制を取らなくてはならない時期になっていると思います。同様に住民に対する必要備蓄品や確かな情報、行動の仕方等の啓発も必要な時期に来ていると思います。

地域の実情に応じた具体的な行動計画の策定を行政がリーダーシップを取り、医療、警察、消防、教育機関、福祉施設、各事業所等と連携し、予防対策や正しい情報の共有、相互協力が健康被害を最小限に止めて、社会、経済生活機能の保持に重要な施策と考えます。

同時に欠くことのできないのが、住民の方々の理解と協力です。正しい知識が冷静な判断と行動につながります。そのために住民に対する必要備蓄品や確かな情報、行動等の啓発も必要なことと思われます。

村としての危機管理体制、そして、現在どこまで具体的な準備が進んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

村 長

菊地議員の新型インフルエンザ対策、危機管理体制と備蓄についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、新型インフルエンザのもとと考えております、インフルエンザウイルスでございますけれども、鳥特有の病気でございます、人のインフルエンザウイルスとは別型の A 型ウイルスということでございます。このうち感染した鳥が死亡する等、特に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザウイルス、これは H5N1 と申しておりますけれども、これは、まれに人に感染することがございまして、これまで世界で 387 人が感染し、245 人が死亡したと報告されています。議員のご質問の新型インフルエンザにつきましては、

議
村

長
長

人の世界に存在していない、ほとんどの人が免疫を持たない、新しい型のウイルスによるインフルエンザのことですけれども、現在のところ、高病原性鳥インフルエンザ、H5N1 のウイルスが変異し、このウイルスによるインフルエンザが、新型インフルエンザとして発生する可能性が最も高いと見なされているところでございます。

現在、このウイルスによる新型インフルエンザの患者は、世界で発症の例がないということでございますけれども、このような新型ウイルスによる発生、過去の例を見ますと、1918 年から 1919 年にかけて大流行した、スペイン風邪、スペインインフルエンザが、世界で 25 から 30%が発病し、4,000 万人が死亡したということであります。日本でも 39 万人が死亡したと言われているところでございます。

新型のインフルエンザの大流行では、数多くの人が感染し、医療機関は患者であふれ、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が想定されるわけでありまして。

こうしたことから WHO、世界保健機関でございますが、インフルエンザパンデミック計画、パンデミックとは人から人に感染し、世界中で大流行を起こすことでございますけれども、この計画を策定し、平成 17 年には世界インフルエンザ事前対策計画を改定し、各国の対応を要請したということであります。

我が国では、平成 17 年 12 月に、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、数回の改定を経て、今日に至ってございます。対策、ガイドラインも数多く示されてございまして、都道府県におきましては、対策本部の設置、行動計画策定等の体制整備の取り組みが求められたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本年 11 月 28 日には、十勝保健福祉事務所保健福祉部、帯広保健所でございますが、新型インフルエンザ対策研修会が開催されたところであります。

参集範囲は、管内の市町村保健衛生担当、消防の救急担当、警察署の警備担当、公的医療機関の感染症担当、これら担当部署が集まって研修が行われまして、新型インフルエンザの発生に備えてのテーマのもと研修が行われたところであります。その中で、研修内容としては、予想発生規模と関係機関の役割、感染の拡大防止策、医療体制の整備、ワクチンと抗インフルエンザウイルス薬、地域体制づくりに、これらについて研修が行われたところであります。

また、この研修会の目的は、新型インフルエンザの発生に伴う健康被害や社会的、経済的被害の規模を知るとともに、関係機関の役割や連携体制の構築のための共有化を図ることでございまして、こうしたことから現在、対策のスタートラインに立ったばかりということが言えるわけでありまして。

しかしながら発生となりますと、ご質問のように、住民生活に及

議長
3 番菊地議員

ばす影響は、極めて大きいわけであります。健康被害のみならず生活機能の保持にまで及ぶものであります。

こうしたことから、ご質問のとおり、更別村の実状に応じた具体的な計画策定が必要と私も思っているところでございます。

こうしたことから、年明けには役場庁内に対策のための組織を設けて、住民に対する正しい知識の周知方法、予防や生活防衛についての啓蒙、行政として備えるべきものの選定と備蓄計画、これらを幅広く検討し、必要な対策を講じてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

3 番 菊地さん

これからスタートラインに立ったばかりで、具体的なものは特に何も決まっていないということで、これから始まるということですので、何点かお願いがございします。

マスコミから色々な報道がなされていますけれども、食料品や生活用品を 3 日分備蓄するようという情報が結構あるのですが、実際問題言いますと、本当は 2 週間の備蓄が欲しいというのが実際のところなのです。

それと新型インフルエンザが、もし人から人へうつるような状況が発生した場合に 2 週間外出を控えることで、また全面的な学校閉鎖にすることで全体の患者数が 15%減ることができるというシミュレーション結果が出ています。そのために、もちろん学校内は道の単位で休校措置が取られることになっているのですが、問題は保育園に預けられるお子さん達なのです。大人の方達は、実際 2 週間も家にこもるわけにはいきません。その時にそのお子さん方をどうするのかということと、その家族にもしも、新型インフルエンザに感染したであろうと思われる方が出た場合の欠勤扱いについて、それはどういうふうに整理されるのかということも、きちんと検討の中で決めていただきたいと思います。

それから具体的に役場としてできることとしては、例えばマスクの備蓄ですとか、災害用品の備蓄もいくらかはあると聞いています。少しずつ備蓄の数も増やしていると聞いています。それもありますけれども、具体的に診療所の方達の防護服ですとか、そんなことも合わせて考えていっていただきたいと思います。

また、このパンデミックというのは、必ずしも今、予想されているように展開するものではないと思いますので、常にこれから策定される行動計画、ガイドライン、マニュアル等も短い期間で見直しをして、修正をこまめに行っていくことをお願いしたいと思います。

議長
村 長

村 長

今、色々ご提案いただいたわけでありまして、それらのことについては、私どもも考えてございまして、特に十勝において患者が出た場合の隔離する場所はほとんどないわけです。ですから、

議長
3 番菊地議員

まず基本となるものは、全面的に外出を控えてもらう。2 週間程落ち着くまで、社会がパニックになるかもしれませんが、命を守るためには、ご自宅で待機ということが基本になってきます。その時の備蓄の問題だとか、生活の問題については、それぞれ家族で、個人で、それらの処置をとってもらう等、住民が自ら行ってもらうこともございますので、これらのことを踏まえて、この計画づくりの中には、住民のやってもらうことを明記しながら進めてまいりたいと思っていますところであります。

以上です。

3 番 菊地さん

より具体的な、良い策定計画が出来るようにお願いいたします。
続いて 2 項目目の質問に移らせていただきます。

対行政住民満足度のためにということで 7 点お伺いさせていただきます。

私が議員活動の中で聞こえてまいります村民の皆様の声の中から 7 点お伺いさせていただきます。

役場の業務に対する住民の評価には厳しいものもあります。

私は、更別村職員の方が村民と接する時の接遇態度は、比較的良いと感じていました。

しかし、役場へ行っても、こちらから声をかけないと、おはようという返事もない。言葉もない。ともすれば、顔も上げない職員もいるよという声も聞こえてまいります。

私は、感じの良い役場と理解していたのですが、どちらが正しいのでしょうか。

1 点目、お伺いいたします。

各種申請書類の様式についてです。

何種類ありますか。

多種多様にわたります行政サービスを受けるためには、まず申請することがスタートになります。色々なサービスがありますけれども、各種申請書類の様式は何種類ありますでしょうか。

2 点目です。

申請手続きのマニュアル化とチェックシステムについてのご提案です。

役場職員の仕事の実態ですとか、有りようについては、私は無条件に何でも認める、または否定の立場をとるというわけではないのです。残念ながら、自治体職員の対応としてふさわしくない場面もあると聞いています。

しかし、その一方で、職員の方のきめ細かい説明と連絡によって不利益を被ることなく、全てのサービスを受けられることになった。本当に良くしていただいた。ありがたいという声も聞こえてきます。住民サービスを最前線で担うことへの相応の厳しさや責任が求められるのは当然のことですので、その申請に関する周知、説明、理解、

承諾には注意を促していただきたいと思います。

申請主義という言葉をよく耳にするようになりました。

各種サービスを受けることができる可能性を持った住民の方が自ら申請をしなければ、何も受けられないということです。年金問題で申請主義は、まるで悪者のように、マスコミからの非難を集めました。行政は申請主義の上にあぐらをかいているという批判まで出てきました。でも私は、問題は申請主義ではなくて、申請主義の前段階の取り組みがきちんに行われなかったことにあると思います。

住民の方のサービスを受ける権利を守り、申請に至るために必要な情報提供を十分にしていなかったということだと思います。

そこで、各種申請手続きに関わる説明不足を防止して、申請者の理解度の確認と承諾を取ることが必要です。これは、当たり前のことかもしれませんが、なかなか出来ているようで出来ていないことも多いと思います。

担当者がたとえ不在でも、また異動したばかりで、経験の浅い職員でも説明もれや知識不足を補って、利用者に不利益を与えない、そんな申請手続き一連の作業のマニュアルを作る。そしてチェックシートを作成する。そしてそれを保存する。それがトラブルを避ける道だと思います。そのことについてのお考えをお伺いします。

3点目です。

窓口総合サービスの設置についてご提案申し上げます。

先程申し上げました、申請の手続き、また様々な申し込みや相談ごと、また苦情等の受入口も様々です。福祉サービスのために保健福祉課と住民生活課の間にテレビ電話が設置されて、住民の方々の利便性を図ることが実施されます。これは大変良いことだと思います。村民目線で窓口の1本化が更に出来ないかということをお願いします。

毎日役場にいて仕事をしていると、わかりきって当たり前のことでも、一般の村民にとって役場というのは、ある意味特殊な世界です。専門用語にも私も慣れていません。

私自身も、このことはどこの課に行っても聞けばいいのかしらと度々迷います。苦情などは余程のことが無い限り、出来るだけ言わないようにしています。ほとんどの村民の方は、そのようにしているかと思っています。またわかりにくいなと感じているとも思います。

ダイヤルインを導入していますけれども、現実問題として何かがあった時に、どこがこの問題の担当部署なのだろうなんてわからないのが本当のところだと思います。ですので、ここに電話したら、あそこに行けば、とりあえず何でも聞いてもらえるし、わかる。もっと詳しく聞きたければ担当の所に行けばいいのだというものがあれば、気軽に意見を言えるようになります。これは逆に言うと村民の方のニーズがはっきり浮かび上がってくることだと思います。

例えば、役場庁舎の玄関を入りますと、案内板が一応貼ってあります。でもとても見にくくてわかりにくいのです。トイレがどこにあるのかもわからないのです。トイレに行きたいなと思ってとりあえず役場に入ったとしてもわかりますか。ちょっとわからないですね。

相談や要望を受ける。そしてそれに対して調査、検討する検討結果を住民へ報告し、役場全体にそれを反映するという行程をひとつの部署で責任を持ってやるようにしていったらどうでしょうか。役場と住民の間の敷居を低くする。そんな窓口があったら良いかなと思います。

4点目です。

乳幼児を連れて来庁される方へのサービスについてです。

小さなお子さんを連れて手続きに来る親御さんもいらっしゃいます。

手続き中の乳幼児の安全確保が配慮されていないなと思います。

ベビーベッドやサークル等の安全確保可能な場所の設置が望まれます。また、トイレにオムツ交換のためのベビーベッドや固定椅子、またそれがないにしても、せめて荷物置台の設置も欲しいところです。これらのことは、庁舎にベビーカーを1台置くことで、ある程度は解決出来ると思います。待合に絵本を置くのも良いかと思います。

またハンディキャップ・パーソンに対する配慮です。

公共施設には、車イスや歩行器が設置されて便利に利用されています。エレベーターのない役場庁舎では階上に行く手段もありません。庁舎入口正面にあります階段には、赤い手すりが設置されていますし、私も便利に使わせていただいていますけれども、奥の階段にも手すりがあれば良いなと思います。それからトイレにオストメイトの設備を整えたら、更に良いかと思います。オストメイト対応の多目的トイレを作るには、かなりのお金がかかりますけれども、工夫次第で、ただ流しをつけるだけですとか、そういう工夫で安上がりにはトイレを改装する方法もあります。また、多目的トイレにちょっと、ものがたくさん置いてありますので、それも実際に改善の余地があるかと思います。

今、乳幼児、そしてハンディキャップをお持ちの方に対することを申し上げましたけれども、結局のところ、来庁者はお客様なので、すから、細やかな気遣いと積極的な声かけ、そしてお手伝いをすることが、肝心かと思います。

6点目です。

接遇力の向上についてです。

職員の方の意識が高まれば、全ての問題が解決するかというと、実際はそうとも言えないと思います。

例えば、公務という仕事上、公平性や過ちを防止するための形式

重視ですとか、柔軟性がないというのは、公務の特性でもあります。効率が悪と言われるのも、一般企業のように利益を最優先しない特質があるからこそだと思います。

職員の方のマナーに対しての批判についても、これから生じる問題については、簡単に解決出来るものではないのですけれども、行政にとって、住民の方は顧客で、パートナーで、そしてオーナーだという認識を持って、行政サービス全体の質の向上を目指して、結果として村民との間により良い信頼関係を築いていこうとする姿勢が求められていると思います。

先程も申し上げましたけれども、毎日役場にいて仕事をしていれば、当たり前のことでも、一般の方にはどうしてもわかりにくく、お話する時はどうしても緊張して肩に力が入ってしまいます。

行政サービスの担い手である職員の方は、行政の顔なのだ、自分が更別村の顔なのだということを常に意識した対応が望まれて、そしてサービスの質の個人差がないように、職員のホスピタリティの均一化とそのレベルの向上に努めていただきたいと思います。定期的、実践的な接遇力、ホスピタリティの向上についての具体的な方法、研修等がございましたらお伺いします。

7点目です。

職員の方のメンタルヘルスについてお伺いします。

公務員をめぐって、もう連日のように報道される不祥事ですとか、様々な問題が注目を集めています。公務員バッシングも繰り広げられています。また行革の中での職員削減、雇用・就労の問題での将来不安もあると思います。

職員の体と心の健康を守ることが、結果として良い仕事が出来て、住民の利益につながり、住民満足度がアップすることになるのは明らかです。

職員の方のメンタルヘルスは、職員の士気に関係するだけでなく、村政運営にとっても公共サービスの受け手である私達住民にとっても大きな影響を及ぼすことです。

メンタルヘルス研究所が、自治体アンケート調査結果を公表しています。

それによりますと、自治体職員の心の病は、ここ3年間で増加傾向にあると、半数以上の自治体が回答、今後も心の病が増加すると考えている自治体も半数近くになっています。

このメンタルヘルスの問題は、公務労働、民間を問わない、今、大きな社会問題になっており、厚生労働省も人事院も指針を策定して対策を講じています。先程のアンケートでは、職場での助け合いやコミュニケーションが減少している自治体ほど、心の病が増加傾向にあるとの結果も出ています。更別村ではどうでしょうか。

メンタルヘルスでは、どのような取り組みをされていらっしゃる

長くなりましたが以上です。

村 長

役場職員に対する住民の評価には厳しいものがあるということで、住民満足度向上についての考え方についてお伺いしたいということです。

この問題は、古くから特に行政特有の課題となっておりまして、また種々公務員の問題発生から、行政、公務員に対し、厳しいご意見をいただいているところでございます。

業務の実態として、職員の業務量は近年、度重なる法律及び制度の改正、更に国、道を始めとする委任事務、報告事務と増加の一途でございまして、住民の方には直接的には見えない業務が課によっては半数以上を占めるような実態になっているわけでありまして。

こうした業務量増加に職員数を削減いたしまして、少数の中に職員も頑張っているところでございますけれども、ご質問の声が依然としてなくならないことを非常に残念に思っているものでございます。行政推進上からもこうした住民の声を真摯に受け止め、改善に努めてまいっているものでございます。

1 番目の多種多様な申請に関するご質問でございしますが、申請には、法律によるもの、国・道の施策と連動するもの、村独自のもの、施設の利用に関するものが多種多様に及んでございまして、これら申請書類はおよそ 240 件以上に及ぶということでありまして。

このため必要に応じ、放送や広報による周知、行政区長にお願いするもの、対象者個人や保護者に個別に通知するなどいたしまして申請もれのないよう、また不利益の出ないよう個人情報保護にも留意をし、行っているものでございます。

2 点目の申請手続きのマニュアル化、チェックシステムの必要性でございまして、申請書の種類によりましては、特に高齢者の方々の申請については、マニュアル化、チェックシステムが必要と考えておりまして、対応してまいりたいと思っておりますけれども、全てにこれをマニュアル化、チェックシステムを導入するということは、基本的に難しいものでありまして、課内会議、研修等によって対応してまいりたいと思っております。これは日頃の事務改善が必要でございしますので、しっかりこういう声があるということを捉えて対応してまいりたいと思っております。

新制度や大きな制度改革にあたりましては、申請手続きの周知はもちろんでございますが、説明会の開催、職員会議、研修等を経て対応してまいりたいと思っております。

なお、きめ細かな周知と考えて、区長に配布物の依頼や放送をしてございまして、配布物が多い、放送回数が多い、それらの意見もいただいているところでございまして、基本的に状況を見ながら今後も周知、徹底を基本に進めてまいりたいと思ってい

るところであります。

また起きてはならないわけでありますけれども、説明不足による書類不備、不利益等が生じた場合は、これは私どもの責任でございますので、再び労苦をかけない方法で対応してまいりたいと思っております。

3 点目の住民対応総合窓口のご提案でございますが、これにつきましては、何回か総合窓口の設置について意見がございました。

結果、小規模な村でございますし、また職場自体、総合窓口を設置する規模とは、私どもは思ってございませんので、また限られた職員の中で専門職を配置することは、実態から総合的に考えまして、難しいと思っております。その中で、どの課に来られても適切な案内、庁内の連絡を密にすることにより、私どものような職場規模では、これが出来るものと思っております。これまで課長会議等において、周知徹底をしているところでございますけれども、なお、このような事例が出てくる場合は、誠に申し訳なく思っております。再度、課長会議等において徹底してまいりたいと思っております。どの課に電話がかかってきても、すぐ用件のところに回るように、またご来庁いただいた方については、その場で案内が出来るようなシステムを構築してまいりたいと思っております。

また、苦情、要望等につきましては、直接私どもにお伺いしたいわけでございますけれども、やはり苦情を申し上げることが出来ない方もございますので、是非広報等による折り込みはがきもございますし、私へのメール、行政相談員の方にも、これは秘密でありますので、是非相談をしていただきたいと思っております。

4 点目の手続き中の乳幼児の安全確保と、これらの問題でございますが、役場窓口には、今年ベビーベッドを設置したところであります。特にお子様の多い保健福祉課の対応といたしましては、場所を考えて窓口を別にするなどして対応しているところであります。

トイレの荷物台、ベビーカーの配置について提案がございました。

これらにつきましては、住民貸出用のベビーカー、これは保健福祉課で29台保有してございますので、これらを必要なところに配置をして配慮してまいりたいと思っております。

これらにつきましては、できますので、住民の方々のことを思って積極的に対応してまいりたいと思っております。

5 点目のハンディキャップのある方に対する配慮についてでございますけれども、ご承知のとおり、それぞれの施設には障害者用のトイレを設けてございますけれども、オストメイト対応のトイレにつきましては、現在、老人保健福祉センターのトイレのみ設置ということであります。これまで対象となる方が非常に少数ということもございまして、設置が進んでございましてはしたけれども、今後のことを考えて役場庁舎をはじめとして、主要な施設には整備する

議長
3 番菊地議員

よう検討してまいりたいと思っております。

更に建築の古い施設のトイレは和式のものが多くいわけであります。

現在、洋式化が急速に進んでおりまして、利用者からは是非洋式のものに取り替えてほしいという声が多くございまして、これらについても総合的に考えてまいりたいと思っております。

6 点目の接遇力の向上であります。

昨年もこの問題について、ご意見をいただき、外部の接遇専門講師を招いて職員研修を行ってございますけれども、村民の身になって仕事をする事は公務員として基本でございます。また、昨今、ほとんどの仕事がパソコンに向かって仕事をするということの状況の中から特に冷たいという感じを住民の方々に与えているわけでありまして、この問題につきましては昨日の課長会議にも接遇の向上を徹底していくように指示をしたところでございます。

更に職員の研修、課内研修に努めてまいりますものでございます。

7 点目の職員のメンタルヘルスについてでございます。

ご質問のとおり大きな社会問題となっているわけでございます。

職員の健康管理に関しましては、労働安全衛生法に基づいて職員衛生管理規程を制定し、この規程により、関係職員による衛生委員会を設けて行っているところでございます。

特に心の病に関しましては、平成 18 年度から診療所医師に産業医を引き受けていただいて、相談体制を整えるとともに、平成 18 年度と平成 20 年度に全職員を対象とした研修、平成 19 年度には、管理職員を対象とした研修を行っているところでございます。心の病は誰にでもかかる病ということになってございまして、このことを全職員が認識をし、要望はもちろんでありますが、早期発見、早期治療に努めてまいりますものでございます。

これは日本社会に急速に増加をしてございまして、大きな社会問題となっております。

私どもも、これらについては日常の職員の管理が大事だと思っておりますので、これらについては鋭意進めてまいりますものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 菊地さん

出来ることは出来るということで早急に進めていただきたいと思います。

手続きのマニュアル化、チェックシステムについては、新制度だけではなくて、古くからあるような制度に対しても、そんなことが出来た方がトラブルの解消になるのではないかと思います。申請をしなければ気が付いた時に 10 年経って申請しても、その申請しなかった 10 年というのは全くあたらないということになりますので、そういった不利益やトラブルを防ぐためにも、チェックシートの作成と保存というのは必要ではないかと思います。

再度、ご検討していただければと思います。

あと、職員のメンタルヘルスについて、ご答弁いただきました。

更別村職員衛生管理規程の中にあります、衛生委員会の具体的な活動と調査審議の結果、村長に報告や提言された意見などについて、具体的なものがありましたらお伺いしたいと思います。

また、産業医というものを役場で設定しているということをお伺いしました。

平成 18 年 4 月 1 日に施行されました改正労働安全衛生法によりますと、週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 100 時間を超える。また疲労の蓄積が認められる。本人の申し出があるというような 3 要件が認められる従業員には、面接指導を実施する。また実施するように努めるといった定めがございます。これは全て本人の申し出があった場合にはという記載があるのです。

本人の申し出がある場合には、管理職の方が職員の勤務時間を正確に把握していることが肝心だと思います。管理職の方達は、職員の方の正確な勤務時間を把握していらっしゃるでしょうか。職員の方達は自分の働いた時間、超過勤務を正しく遠慮なく申請する雰囲気がありますか。申請しにくい状況ではないでしょうか。また職員と職員の間で、また職員と管理職の間で議論や討論、相談等は気軽に出来る雰囲気があるのでしょうか。お伺いします。

村 長

まず申請がもれていた場合、将来に大変な問題が起きるということにつきましては、そのような申請の場合、更別村のような小さな自治体でありますので、個人的に通知を申し上げて対応しているところであります。これは他町村には出来ないものでないかと思ってございますけれども、なるべくその対象者の把握が出来ました折には、個人的にも周知徹底をして申請漏れのないようにしているということでもあります。これからもこのことについては心掛けてまいりたいと思っております。

それから特に衛生委員会においては、心の病が問題になってございまして、研修、管理者の対応が求められているわけでありまして、これらの研修については、専門家を招いて研修をしてございますけれども、普段の把握が大切でございますので、見逃すことのないように、またそれらの傾向がある場合は、すぐに対処するようにしているところでございます。ただこれは本当に「言うは安し、行うは難し」で大変対応を苦慮しているところでもございます。

色々な研修等を通じて管理能力を高めてまいりたいと思っております。

時間外について正しく把握しているかということでございますけれども、私どもは必要な時間外勤務は全て認めると職員の方にも言っておりますので、この通り行われているものと思ってございます。ただ、それらについて問題があるとすれば、管理能力のことも

議長
3 番菊地議員

影響してくることもございますので、これにつきましては管理職を指導してまいりたいと思っております。

3 番 菊地さん

職員の方の体と心の健康は、本当に私達住民にとっても直接響いてくるものですので、是非職員の方達を大切になさって、また労働者の疲労蓄積度の自己診断チェックリストというものもございますので、そんなものも使って職員の方々の健康に留意していただければと思います。

人を大事にして、人は城、人は石垣という言葉もございますけれども、是非職員の皆さんの心の健康を大事に見ていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、1点について質問させていただきたいと思っております。

それでは、固定資産税の大口滞納の対応について、村長にお伺いをしたいと思っております。

この件に関しましては、昨年も12月に同僚議員が一般質問を行いまして、その後も予算審査特別委員会、あるいは決算審査特別委員会におきましても課題になっているところでございます。

一向にこの問題については解決に至っておらず、累計額では290,000千円を超え、全体の徴収率も60%を切っておりまして、道内でも最悪の状況にございます。

また、先日の新聞によりますと、全国でも8番目に悪い状況であると伝えられております。

一方では、3年に1度の見直しがされる手数料、使用料の条例改正が先日の議会でも可決されまして、住民の負担が増えるのは明らかでございます。

また、小口滞納者に対しても日々、徴収にあたっては努力をされていると思いますが、こちらの徴収においても、この大口滞納に対して影響が出てくるのではないかと考えております。

このような状況の中で、この大口滞納問題について、納税の公平性からも早期に解決する必要があるのではないかと考えておりますので、そのことについて、現在の対応と経過についてどのようになっているかお伺いをしたいと思っております。

議長
村 長

村 長

本件に関しましては、ご質問のございましたとおり、平成19年第4回定例会にて同僚議員からご質問をいただき、税の公平性の観点から大変大きな問題でありますことから、早期解決に向けて最善の努力をするとお答えをしたところでございます。

また、平成20年度の予算審査特別委員会、平成19年度決算審査特別委員会におきましても、早期解決に向けた村の対応について厳し

い意見をいただいたところでございます。

現在、滞納額、19年度末、294,081,000円、平成20年度の課税分、17,843,000円、これを加えますと、311,924,000円と見込んでいるところでございます。

大変な大きな問題であると私も就任以来考えてございまして、この問題については再三にわたり十勝モーターパーク株式会社の代表取締役社長ほか施設を利用しておりますインターランド株式会社関係者に来てもらう等して責任ある法人としての社会的責任を果たすよう、また村民感情からも我慢の限界であると、早期解消を強く求めてきたところでございます。

しかしながら、その答えは施設の売却を進める、これが駄目なら解散を考えると、ここ10年来全く変わらないものでございまして、また納税計画、売却の進捗状況等、これら文書で回答を求めるものの、その回答には全く誠意が見られなく、まことに遺憾に思っているところでございます。納税の対応につきましては、差し押さえをはじめ、税法上のあらゆる措置を講じているところでございますが、これら一連の対応と詳しい内容につきましては、税の徴収に関すること、公言出来ないことが多くございます。

また、守秘義務等もございまして、出来ましたら議会において私どもの詳しい取組み、経過等について説明の機会を与えていただければありがたいと思っているところでございます。

そもそも、この十勝モーターパークの開発プロジェクト、私も担当したところでございますけれども、十勝の多くの優良企業がこぞって研究、発案し、その実現に向けてこれだけの有力企業参加のプロジェクトであるので、更別村にはまかり間違っても絶対迷惑をおかけしませんと業界を上げて責任を持つということから始まっているものでございまして、村もこの開発を民間発想のユニークな地域おこし事業として評価をし、応援をしまいったところでありました。

事業の推進にあたりましては、村の役割分担として大変難しい部分でございまして、広大な事業地の確保と取得、これには地元はもとより、全国各地の多くの地権者の協力をいただいて、まいったところでございます。そして当時、指導機関からは、この種の開発許可は大変厳しい、また不可能と言われた事業でございまして、村は地域振興を切実に訴えて大規模な農地転用、数多い各種の開発許可の難題を国、道などの多くの関係機関のご理解をいただいて全てクリアをしまいったところでございます。また会社設立の協力などに対し、厳しい財政状況の中、担当職員を置き、最大限の協力をしてまいったわけでありまして、完成後におきましてもイベントに対する協力など、村が約束した役割をしっかりと果たしてきたと、私は思っているところであります。確かに当初事業の展開において参加企業各社、多額の負担を強いられる中、地域振興あるいは観光振興への貢献は実績として認められるものでございますけれども、この

10年にわたる十勝モーターパーク株式会社の納税に対する意識、無責任ぶりには強い憤りを感じるということでもあります。この10年、施設が瓦礫の山となって地域振興がどうなってもいいのかというご議論もございましたけれども、しかし納税という最低限の責任も果たせない企業に地域振興も何もあると思ってございません。従って、これまで何らかの形で早く施設売却を進めてもらうよう、また各種の支援策と、これは村としていたしてきてございますけれども、現状のままでは一切協力は出来ない、そして私も一切協力する気は毛頭ないところでございます。言葉が過ぎるかもしれませんが、会社の方針であるとおりの、施設の売却についても体制を整えて真剣に進めていただくよう再三、私は話をしまいいりましたが、これとて聞いていただけなく昨今、自動車関連企業の厳しい環境下、現状の取組みでは売却譲渡も極めて厳しいと判断をしているところでございます。会社の施設の売却、譲渡が出来なければ会社を整理するしかない会社も言っておりますので、行政を預かる責任者として早期に一刻も早く会社の整理をしてもらうのが村のためと思っているところでございます。この考えを伝え、しかるべき早期の対応を願うものでございます。

現在のところはそういうことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

ただ今、村長から滞納者に対して対応と経過について詳しく伺ってきましたけれども、村も村長をはじめ、担当課において大変苦勞されているということは、私達も知っているところでございます。

しかしながら住民は課せられた重い税金であります。苦しい経営状況であっても、苦しい家計であっても、大多数の住民は国民の義務に従いまして納税をしているところだと思います。一方、滞納者は施設売却などを理由に長きにわたって引き伸ばしをしております。本当に不誠実な対応を続けて、全く納税の意識がないというふうにとれるわけでありまして。そういうことで先程の答弁の中で最悪のシナリオになりますと、納税者が破綻宣告あるいは解散等をいたしますと整理がついた時点で、決着した時点で不納欠損を村としては処理しなければならないと思います。そういうことは、多くの住民にとっては、納得の得られる形ではないと思います。また、行政に対する信頼も裏切ることになるかと思うのですが、そういった状況になった時に住民の理解が得られるのか、その辺について村長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議長
村長

村長

会社を整理するということになりますと、当然不納欠損の問題が生じてまいります。私ども不納欠損の処理にあたっては、村として不納欠損額の適正化について審査をしなければならないということでもあります。そして村の考えについて議会のご同意を得られるかど

議長
7 番本多議員

うか、議会の方にもお諮りをしなければならない。そしてこれまで進めてきた私どもの責任も明確にしていかなければならないということであります。それらのことをもし整理ということになりますと、これらのことを整理させていただいて、議会の方にもご相談をさせていただきたいと思っているところであります。

7番 本多さん

今、管理運営は、賃貸契約によりましてイベント会社が企画運営をされているようですけれども、住民の感覚で言いますと、夏場になりますと土日を中心に頻繁に利用されているわけでございます。

また 24 時間レースを始めとして長年にわたってイベントが続けられているということは、利益があるからやっているのであるというふうに自分は思うわけですが、イベント会社に対して賃貸契約ですから、どのようになるかはわかりませんが、そういった請求を村としては、請求できないのかということが 1 つでございいます。

それと先程から設立オープン当初は道の支援もいただきまして、周辺の道路等も整備されて環境も大変良くなってきておりますし、地域振興といったことにおいても、徴収に対して村として甘さがあったのではないかと強く言えなかったのかなと自分は思っております。

今 3 億円を超えるような状況になってきますと内容証明付文書、先程もそういうことをお話されておりましたけれども、きちんとした形で強い姿勢で徴収に努めていただきたいと思います。そのことについて村長のご意見を伺いたいと思います。

議長
議村

村 長

十勝モーターパーク株式会社は、決算から見ても 100 億円を超える負債を持っておりまして、普通の会社であれば倒産ということになっているのにもかかわらず、イベント会社、あの施設を利用している会社運営がされているのは何か不思議ではないかということでもあります。このことにつきまして、弁護士等にも相談をさせていただいて色々と調べているところでございます。ただ、税法上何ともやれない部分があるのです。税金の申告を隠したり、虚偽の申告をした場合には告訴ということも出来るのですけれども、課した税金の滞納については税法上の中でやるというのが基本的なルールらしくて、これについては税法上からも色々調べているのですけれども何ともならない。そこで弁護士の意見、考え、対応についてお聞きしてまいったところでございますけれども、はっきりしたことは現在言えませんけれども、なかなか難しい状況にある。それから関連施設の道路等を今までやってきたのですけれども、これらのことも考えてこれまで 10 年間更別村は我慢してきたわけですから、私はこの際何としてもこれを解決していかなければならないという思いでございいます。内容証明等のはがきのこともご提案いただきまし

議長
7 番本多議員

たけれども、税法上からはそんなに効力があるものではございませんので、私どもがいかに関心するかということにかかっていますので、このことをモーターパークにも強く申し入れてまいりたいと思っていますところであります。答えは先程、基本的なことを申し上げましたとおり、売却の道といってもなかなか難しいものでありますので、とにかく早く整理をしてほしいということをお願いしてまいりたいと思っております。滞納、不納欠損の問題、大きな問題もございますけれども、これらを解決しなければ、行政の信頼も何もありませんので、その辺のことを考えながら頑張ってもらいたいと思っております。

7 番 本多さん

住民の納得のいくような形で早く解決していただきたいと思っております。

議長
議長

この際、暫時休憩いたします。(11 時 05 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 20 分)

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、平成 21 年度の実施計画案の中で、特にふるさと館の改修工事が出ていますのと、去年からご承知のように、肥料が高騰していますので、今年から試験圃の跡地の活用と、この 2 つについて村長にお尋ねをしたいと思います。

1 点目の更別村ふるさと館の運営状況につきましては、実は先般、産業文教常任委員会の中でも調査項目として現地も委員の皆さんと見せていただいたところです。

それで私自身、2 階の窓まで上がって、それからステージの上も上がりまして同僚議員と見たわけなんですけれども、非常にびっくりしたのは、これは平成 9 年に建てられていますけれども、随分窓枠のところに湿気がありまして、非常に傷んでいる。北側の窓は特にそうですし、それとステージにつきましては、去年の予算委員会の中でも同僚議員の中からステージの傷み、湿気等については意見がありましたのですけれども、やはり現場を見てみますとボコボコと言いますか、非常に傷んでいる。非常にびっくりしたわけなんですけれども、それで、ふるさと館ですけれども、実はこの間、総務課で若干調べさせていただきました。それで平成 9 年 6 月に工事が始まりまして、その年に出来たわけなんですけれども、工事費の総額が 16 億 3,121 万円と更別村ではすごい建物に対する大きな工事であった。それから建築そのものの主体工事が 8 億 2,700 万円、電気設備が 1 億 7,800 万円、空調が 1 億 2,800 万円、給水が 7,100 万円、外回りが 2 億 6,000 万円、問題は設計なんですけれども、4,945 万円と、これで約 4%、その他が 1 部と、それでその 16 億円の中身ですけれども、13 億円が過疎対策事業債、市町村振興事業補助金が

1 億 2,000 万円、一般財源が 1 億 5,300 万円、あえてなぜこのお話をしますかと言いますと、私も、その時、一村民の時には、これは 5 割程度の補助で行われている工事なのだろう、随分立派なものが建ったなと思っていたわけなのですけれども、実際は補助金は 1 億 2,000 万円しか入っていない。俗に言う単費で負債の残りを言うのは失礼なのでしょうけれども、今年 8,100 万円を払いますと 0 円になるということで建物に対しての負債はなくなるということなのですけれども、それで利用状況とかを若干調べて見ましたら、それで土間体育館中心でお話をさせていただきますが、8,500 人程度、もちろんふるさとまつりのイベントは除いていますけれども、村外が 2 割、村内が 8 割で、結構な利用度がある。もちろん土ですし、その点はすごく良いのかなと思います。

問題は維持費なのです。それが産業文教常任委員会では報告をしなかったのですが、歳入の部はおそらく平成 17 年度に利用料を上げたから 80 万円になって、今年の予算 106 万円、その前は 30 万円とか、14 年度は 16 万円とか、それで平成 14 年から 20 年度まで大体 2,400 万円、少ない年で 1,900 万円、中身に入りますと、平成 14 年度に電気代が 500 万円かかっています。今年は 280 万円、19 年度は 244 万円。これはそういうことになるのかなというのは、空調をどんどんまわすと電気代がどうにもならないということで、おそらく減って、土ですから水を撒きますから、その結果として水滴として循環をして駄目になるということかなと思います。問題は毎年 2,500 万円をかけていて、来年度から 2 年、3 年にわたりまして、4,600 万円程かけたいと、21 年度は 2,500 万円ですの土の所を人工芝に変えたいというお話がありました。22 年度には 2 階の壁を 1,000 万円、23 年度にはステージの所とウレタンの壁の吹き付けで 1,100 万円という計画をしております。それで大きな建物ですから毎年 2,400 万円程度の維持費がかかっていくのは、しょうがないというか、4,600 万円をかけまして、それがかからなくなるのかなと思いますと、これを見ますと人件費で 5,300 万円ありますし、電気代もかかりますし、ここで削るものはあまりないように思うのですけれども、それで建てた時の発想を約 10 年で、これだけの施設が大きな改修をしなければいけない。なぜ、そこが土間で、普通の体育館でないという発想なのか。色々とその時の当事者、係の方もおられるでしょうけれども、それと 10 年であれだけ傷むというか、その辺の設計ミスというか、10 年も経つと建築屋さん、設計屋さん、責任はないということでしょうけれども、これからお金をかけていくにあたって、なぜ人工芝なのか、それと最初に土間にしたという発想を責めるのではなくて、人工芝に変えるというのは発想の大転換だと思うので、人工芝というのは、土とか本当の天然芝とは意味が違うものだとして理解しているのです。

それで改修にあたって色々な提案をされるのでしょうか、

私としては人工芝についてはあまり賛成をしたくないという意見も言っていますので、この点について過去の経緯も含めてお話をいただきたいと思います。

村 長

ふるさと館の運営状況につきましては、今定例会の初日、12月10日に産業文教常任委員会から、その調査報告がされたところでございます。

ふるさと館の改修計画につきましては、第5期総合計画の年度別実施計画において、平成21年度から3か年計画をもって進めているところでございます。

主な改修内容としては、平成21年度は屋内広場のステージの工事、22年度は屋内広場アリーナの土間部分の改修工事、23年度は屋内広場アリーナの2階内窓等の断熱補強工事等を計画しているところでございます。

建設当時の立案に問題があったのではないかとというご質問でございますが、ふるさと館につきましては、平成6年度に基本計画を立てて、平成9年度から供用開始をしているところでございます。

この基本計画におきましては、特にアリーナの部分について述べますが、土間式体育館がよろしいということで、冬場の野球練習等のスポーツ活動が可能な多目的施設として計画をされて、スポーツはもとより、文化の多様な交流発表の場となるように、豊かな文化村の創造の発信基地として計画をされて、実施されたものでございます。

土間式体育館の床面構造について当時、土が良いのか、人工芝が良いのかということで比較検討をされたということでありまして、その結果、より自然な形の土の材質が適当であるということになって、更に、ほこりの問題もございますので、それを改善するために、土とソイレックス素地、このソイレックス素地というものは、浄水場から出る汚泥を脱水乾燥させたものに耐酸性有機物、凝集剤等を加えたものとなってございますけれども、この土とソイレックス素地を混ぜたものを採用したということでありまして。

供用後、約5、6年過ぎた頃から、土の劣化が進んできたと考えておりまして、劣化と言いますのは、土の保水能力が弱まってきたということでありまして。このことによって散水量が増えて、散水による結露の影響が大きく目立ち始めたということでありまして。このために、平成17年度に関係課において結露の状況調査、更に平成18年度に、この建物の設計を行った設計会社に検討を依頼、それぞれ経費を節減し、結露を防止するための対策及び改修についての検討をしてもらったところであります。

その際、先程、議員から平成14年度の電気料が500万円かかったのが、平成19年度では240万円台に落ちているという、ご質問の中にもございましたけれども、換気扇の電気料を節減したことも、そ

の結露の影響が大きく出たのではないかという指摘もされたところでございます。

改修にあたりましては、結露対策として、湿度が上がらない構造が必要となってまいりまして、人工芝化の計画を立てたものでございますけれども、現在、21年度の改修計画については、産業文教常任委員会の調査時の意見を踏まえまして、担当者において、先進事例の調査及び他の専門家の意見を拝聴させ、それらを改修時に生かすべく指示をしているところでございます。

更に、人工芝系への改修につきましては、現在、各利用団体の意見も聞いているところでございますけれども、更に意見を聞きながら進めたいと思っているところであります。

ご質問の建設立案から逸脱しないかということでございますが、ふるさと館の基本計画において、土間式体育館床面の材質比較の際においても、特に他の材質のものが大きく劣るということもありませんでしたので、このことは現在でも変わらないというところでございます。

このようなことから、人工芝系に改修いたしても、土間式体育館としての趣旨からは、基本的に逸脱しないものと考えているところでございます。

維持管理経費につきましては、詳細について詳しく算出できませんけれども、結露の問題が大変大きいことから、短期的には散水の経費だとか、結露の対策にかかる経費が軽減されてまいりますし、長期的には関係する改修が少なくなるとともに、何と申しまして使用12年目にして、議員がご質問にございましたとおり、結露による建物のダメージは想像以上のものがございます。アリーナの建設部分だけでも約5億円かけて建てた建物でございますので、建物の長寿命化を図ることは、私どもにとって必要なことだと思っているところでございます。

更に、利用者から現在のままでの利用では、ほこりが原因と思われるわけですが、目の異常を訴える方がたくさんおられまして、そうしたことからカビの臭いも大変苦情が多く、またホコリの改善が図られることによって、健康被害も抑えられるのではないかと考えています。

また利用者も安心して利用していただけるのではないかと考えているところでございます。

今後、色々な方の意見も聞きながら、この改修を進めてまいりたいと思っておりますけれども、色々これまで検討した結果、やはり人工芝しか私はないと思っております。人工芝でこれから検討を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

6番 松橋さん

今、村長からお聞きして初めて土が普通の土ではなくて、汚泥から作り上げられた土ということで、びっくりしたのですけれども、

議長
6番松橋議員

議
村

長
長

趣旨の目的から言いますと、例えば人工芝にしてもおそらくそんなに水を撒かなくてもいいという話にはならないと思いますし、経費の節減と言いましても、人件費等はおかかるでしょうし、もちろん管理料もかかりますから、今の2,500万円が半分になるとかというのは考えづらいのです。どちらにしても利用された方に対するサービスですから、そのことについて言うつもりはございませんけれども、北海道内にこういう施設は、なかなかないのでしょうけれども、この際、こつこつ直していっても将来的に、まだ10年しか経っていないものを廃屋とかに考えるということは不可能ですか。僕は今の形の中で人工芝にして、アリーナにしても空調で電気代もかかると思っています。決して人工芝がベストだとは思いません。床のフローリングとは違う問題が発生することもあると考えてほしい。僕でしたら思い切って予算をつけて、あそこまでの施設を将来的に村民なり、子供達に使ってもらおうとすれば、天井を抜くくらいの発想があつていいと思いますが、なかなか、その辺まではお考えになれませんか。

村 長

私もそのくらいのことを考えれば良いのでしょうけれども、現実の問題として50、60年という耐用年数のある建物でありますから、これはもう絶対大事に使っていかなければならないし、あの形の体育館というのは、今後とも十勝管内ではなかなか出来ないと思いますから、いかに施設を改善して利用度を高めていくか、子供達に喜ばれる施設にしていくかということが、表にありますので、思い切ったことをやれということは大変嬉しいのですけれども、現実の問題として今の状況の中で、改善していくしかないかなと思っているところであります。

また、私のところは、文化ホール的なことは一切出来ないと思っていますので、この際、あそこを直すことによって、今年もイベントをやりましたけれども、あのようなイベントの際には、利用していただくようにしていければと思っているところであります。

色々、貴重な意見をいただきました。そしてまた先進地、それに類する施設について調査をさせていただいて、予算化を図ってまいりたいと思いますので、人工芝化は反対だということを申されましてけれども、その辺は何とぞ賛同していただけるようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

よろしくお願いします。

6番 松橋さん

議 長
6番松橋議員

今のことにつきましては、私も専門家ではありませんし、自信はないわけですが、他の委員もいますので、建物で換気が悪いということは致命的な問題でありますから、10年位で壁がボソボソになったり、ステージのところに水がたまるような状態というのは異常ですから、いくら換気扇を我慢するにしても、委員の皆さんも心配していますので、その辺もひとつ考えて進めてください。

次に第 2 点目ですが、試験圃の跡地については、過去に質問したことがあるのですが、去年は農協青年部が野菜畑程度、食べるスイートコーンをやっていたのですけれども、経費の節減は、もちろんあるのですけれども、跡地を投げておくというのが僕としては非常に残念なことがあるのですけれども、もちろん経費の面は理解します。

それで今年、更別はおそらく 96 億円の発表がなされると思いますが、中身は去年から見るとすごく良いように見えますけれども、なぜ、この試験圃で窒素なり減肥の試験をしませんかという提案をしますけれども、なぜ必要かといいますと、特に国は 2 割減肥をしたのを、10 でこれくらいいきますよというのを行政なり、特に J A がやるべきだと思っているのを、目に見せてあげるのが勉強だと思っています。

それで推進会議が今も継続していると思いますが、もちろん経費がかかる話で、経費は J A も行政も出費をいたしまして、特に農協青年部等をお願いをしてやっていただく。直播のビート位は協議していただけていると思いますが、それで牛屋さんが去年から飼料も高騰していますし、厳しいのです。畑がおそらく 70 億円、牛の方は 26 億円で、問題は飼料がものすごく上がっていますから、11 月末で金額だけで去年より 126%、1 億 2,000 万円、12 月が過ぎますと、1 億 5,000 万円近くなりますし、酪農家は悲鳴を上げています。それで、更地であれば、試験がもしなされないのであれば、コーンでもまいていただいて飼料の手助けをする。それだと有効利用ですから簡単な問題だと僕は思います。ロータリーだけかけておくのは非常にもったいないと考えていますので、単純な質問ですが、お考えがあれば言っていただきたいと思います。

村 長

試験圃の活用につきましては、平成 19 年の第 3 回定例会において議員からご質問をいただいたところでございます。その時の答弁は、農業者の皆さんが必要であるとすれば、私は最小限の経費でやることもやぶさかではないというお答えを申し上げてきたところでございまして、この考えは今も変わってございません。

今回のご質問にございますように、J A と協力して作物毎の減肥の試験区を復活する考えはないかということでございますけれども、やはり必要なものは本当はやっていく、利用していただきたいというのが私の本音でございますので、それに係る経費につきましても、J A も協力していただけるとすれば、積極的に利用していきたいということを担当課長を通じて何回もお話をさせていただいているところであります。

その結果、今年は青年部の方々、またクラブ的な人達が利用していただいているわけでありまして、試験圃につきましては、更別東区と香川区の所にもございます。これは普及所等で係っての

試験でございますけれども、この試験が本当に良いのかどうか、大規模にあそこで試験をしてもらいたいということであれば、またそのことも考えていかなければならないと思うわけでありまして、現在のところは、21年度の利用計画、昨年と大きく変わるものではございませんけれども、そういうものがございましたら利用してまいりたいと思っているところであります。年明けの1月15日から各農事組合におきまして、また推進会議においても営農技術懇談会を計画してございますので、その際、農家の皆様方のご意見も伺い、更にJAのご意見も伺って、必要なものがあれば検討してまいりたいと思っているところであります。昨今は守り防戦に入っているような気がしてならないわけでありまして、私ども、関係機関と協力しながら先の明るいものをやっていきたいと心の中で思っておりますけれども、なかなかこれが目に見えてまいりません。いらいらしているところもございまして、関係機関の協力を得ながら活用、方策について取りまとめてまいりたいと思っているところでございます。

簡単になりましたけれども、ご答弁とさせていただきます。

議長
6番松橋議員

6番 松橋さん

もちろんそのとおりだと思いますし、お金をかけても組合員が見に来ないとあっさり言われたのですけれども、果たしてそうなのかと僕は思いますので、やはり農業の村ですから、よく連絡を取りあって、期待していますので前向きに取り組めるところは取り組んでいかなければ、色々な不安要素がある社会ですから、それが必要だと思っていますので、ひとつ期待していますのでよろしくお願いいたします。

議員として応援するところはしていくべきだと思っていますので相談をしていただければ、出来るところから協力していきたいと思っています。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

項目は1項目でございますが、質問内容は2点についてでございます。

よろしくお願いいたします。

地球温暖化抑制の村としての取組みはということでご質問させていただきます。

平成20年11月発行の広報に、村の公共施設地球温暖化抑制の取組みと題して掲載がございましたが、平成13年度、2001年に地球温暖化対策実効計画を策定し、平成17年度、2005年までの5年間で二酸化炭素の排出量を6%削減することが出来たことは大いに評価されることと思います。また、その実績をもとに、18年度から22年度までの目標を基準値からマイナス1%と定め、二酸化炭素排出

抑制に取組み、環境保全に資するところだと思います。

しかし、京都議定書においては、日本は第一次約束期間、2008 年から 2013 年に基準年、1990 年 HFCS、PECS、SF6 については、1995 年から 6%の削減を約束してはおりますけれども、2004 年度の温室効果ガス排出量は全国で 13 億 5,520 万トンであり、1990 年からは 7.4%増となっている状況であります。

このような状況の中、村として更なる数字的目標の再検討が必要ではないかと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

また、今、現在、十勝管内市町村の多くが、省エネビジョン・新エネビジョン・バイオマス構想などを策定し、関連制度を利用した中、環境配慮型社会、二酸化炭素排出削減等の取組みが進んでおります。そんな中、本村においては、これらのビジョンの策定がなされておられない状況であると思います。また公共施設での二酸化炭素排出量削減だけでは先程示した増加分の削減は出来ないと思う次第です。

私は更別村全体で削減目標を策定し、次世代に引き継いでいく義務があると考えますが、これらについて村長はどうお考えかお聞きしたいと思います。

村 長

高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

地球温暖化抑制の村の取組みについてでございます。

まず、京都議定書について説明させていただきますけれども、気候変動枠組条約に基づいて、平成 9 年 12 月 11 日に京都市で開催された第 3 回地球温暖化防止京都会議で議決した議定書を指すものでございます。議定書は地球温暖化を食い止めるため、先進国に温室効果ガスの削減を課しており、平成 2 年を基準年とし、平成 20 年から平成 25 年までを第 1 約束期間と定め、少なくとも 5%を削減することを目標としているところであります。

日本では平成 11 年に地球温暖化防止対策の推進に関する法律を制定し、地球温暖化の定義、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務の他、実行計画等の策定、罰則等を定めて推進をいたしているところでございます。しかし、先進国の中で日本は 6%の削減義務を負っておりますけれども、平成 17 年度の排出量は逆に 7.7%、平成 18 年度におきましては、6.2%増加の状況にあるということでもあります。村の取組みでございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律を受け、平成 13 年度に庁内に地球温暖化対策推進連絡会議を設けまして、地球温暖化対策実行計画を策定し、その抑制に努めてきたところでございます。その結果、平成 13 年度から平成 17 年度までの計画期間におきましては、議員がおっしゃられました目標の温室効果ガス、CO2 排出量 6%削減を達成いたしまして、更に平成 18 年度から平成 22 年度までの計画目標実績に新規施設等の見込みを考慮して、1%削減と設定をし、現在その取組みを進めている

ところでございます。

実行計画におきましては、温室効果ガスの排出量を 3,332 トン CO₂ から 3,298 トン CO₂ にすることとし、その削減の具体的な取り組みといたしましては、物品の購入にあたっては、環境にやさしい製品の購入に心掛ける、OA 機器や家電製品等を省エネタイプに切り替える、車両の更新にあたっては、低公害車の購入とすることとしているものであります。また事務事業を進めるにあたりまして、コピー用紙の使用料の抑制、裏面の活用等、また電気の使用につきましても事務所内での間引き点灯、昼休み中などの消灯の励行、燃料節減のためのウォームビズ、室内温度調整、車のアイドリング抑制、今年からはスクールバス燃料に BDF、バイオディーゼル燃料を使用する等、全庁をあげて取り組んでいるところでございます。

更に森林による CO₂ の吸収作用を確保する観点から森林の保全施策を進めているところでもございます。村ではこれらの取り組みにより一定の成果を上げているものでございますけれども、先程も申し上げたとおり、日本全体としては京都議定書の基準年の数値を待っているという状況にあるわけでありまして、

そこでご質問の更別村における数値目標の再検討ということでございますけれども、現在の目標値は、細かな取り組みを想定しているものでございまして、現状からは妥当な数字と思っているところでございます。これを上積みするということになりますと、現在計画しているものに加えて施設の省エネルギー設備に更新するとか、低公害車への更なる更新も必要となっておりまして、その経費を考えますと既設の設備等の更新の際にこれらを省エネタイプにしていこうということにしているところでございます。

平成 18 年度から平成 22 年度までの計画につきましては、これらのことから現計画の目標値で推進したいと思っております。

ただし、出来ることから積極的に推進することも大切でございまして、新エネルギー活用のひとつとして、平成 21 年度において太陽光発電施設を更別小学校に設置をし、エコスクール化を進めるものでございます。

2 点目の新エネルギービジョンの作成についてでございますけれども、平成 21 年度に更別小学校に太陽光発電施設を導入するに加え、一般住宅を対象にした住宅用太陽光発電システムの導入補助を考えているところでございます。これは国の制度に同規模の村の補助を上乗せするというところで考えているところであります。これらの取り組みと併せてご質問の新エネルギービジョンの策定は私も必要と考えておりまして、地域新エネルギービジョン策定に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。策定にあたって、村単独ではなかなか難しいところがございまして、独立行政法人であります新エネルギー産業技術総合開発機構の協力を得て、新エネルギービジョンを立ててまいりたいと思っております、これには補助が

議長
2 番高橋議員

ございますので、その補助の採択について技術総合開発機構との協議を現在いたしているところでございます。この補助の採択の見込みとなりました折に予算化をし、進めてまいりたいと思っております。こうした取組みを進め、公共施設の温室効果ガスの削減だけではなくて、村民の皆様方の CO2 の排出抑制、吸収のための森林保全に対するご協力など、更別村でのビジョンをもとに様々な対策を講ずることが国レベルへの目標達成につながり、次の世代へ環境配慮型の社会を引き継いでいけると思っているものでございます。これら削減につきまして、化石燃料時代はいずれ終焉すると思っておりますので、これらの取組みを進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上答弁とさせていただきます。

2 番 高橋さん

ただ今村長よりご説明がありましたが、平成 13 年度から村は地球温暖化対策実行計画を策定し、進んでいるということなのですが、国の方も 6%削減するという中で 1990 年からは 7.4%増となっているということは、6%削減でなかったら 4%増なのですから 13.4%逆に増えているという状況だと思うのです。それで村としても 6%削減された、またこれから 1%削減するという目標はあるのですけれども、国から言いますと、まだまだ削減率が足りないということで、これからも努力していただきたいと思います。また、公共施設だけでは、なかなか 1%削減というのは無理かなと思う状況があるので、住民に呼びかけをして 13.4%に向けて努力していただきたいと思います。

また、2 点目の新エネルギー、省エネルギー、バイオマス構想策定、管内 19 町村のうち 5 町村が参加していない状況だと思います。

13 年度から実行策定計画が出来ていた中で、どうして今まで更別村は参加していなかったのか、その経過についてお聞きしたいと思います。

議長
村 長

村 長

国全体としては、ご質問のとおりでございまして、ただ公共施設関係は、ある程度目標を達成しつつあるのですけれども、1 番の問題は企業、工場なのです。これがバブル崩壊後、徐々に景気が回復して、工場の稼働がフル稼働になってきたところから、これらの排出ガスが増えているということにもつながっているわけで、これをどうするという事になると、日本全体の景気が冷えてしまうという恐れのもとに、企業には大きなノルマというものを課してこなかった、また温室効果ガスの世界での取引の方向に回ってしまったということが原因としてあるわけでありまして。しかしながら我々は次世代への豊かな環境を残すということは、本当に大事なことでございますので、今後におきまして、村の目標を達成するのは、もちろんではありますけれども、住民向けの細かな協力もしてまいり

たいと思っております。今年から職員のマイカー通勤について、極力車を使わないように職員の協力もお願いしているところでございます。こういうことを村内の各職場にも普及していければと思っているところでございます。

現在 5 町村が新エネビジョンを策定しているということで、うちの村は少し遅れをとったのですけれども、森林が多い町村だとか、糞尿の多いところが先行してやったわけのですけれども、うちでも今後、豆殻の利用だとか、色々なことが考えられますので、村内における資源の有効活用の面からあらゆる面に検討を加えてビジョンを整えて全村、村民一丸となって進めることが重要だと思っています。

議員のおっしゃるとおりでございますので、私もこれらについて努力してまいりたいと思います。策定済みは 12 市町村ということでありまして未策定は 7 町村となっているわけでありまして。策定済みの方が先行しておりますけれども、更別村の場合、森林資源だとか、そういうところが少ないので、これらの策定が遅れたということもありますけれども、色々な面で普及しなければならないと思いますので策定を進めてまいりたいと思います。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

ただ今村長から前向きなご意見がありました。この事業策定計画にあたりましては、色々な補助事業、また更別村にあった事業を手がけていただきたいと思います。また次世代に向けた子供のためにも是非前向きにやっていただきたいと思います。また、こういう温室ガス効果が村としても守られているということは、村のピーアールにもなるかと思っておりますので、今申し上げたことを実行していただきたいと思っております。

議長
村 長

村 長

このクリーンエネルギー政策を更別村は農業の村でありますし、クリーンなイメージとか安全というものをピーアールしていく必要があると思います。ですから、今回、今年に入って急ぎだったのですけれども、副村長が NEDO へ行って、これらの打ち合わせをしてきたわけでありまして。更別地域ならではの特色あるエネルギー政策、このビジョン策定によって通っていければ良いのですけれども、なくても冬場の太陽エネルギーもより有効に活用していきながら私どもの更別村としての役割を果たしていけるものだと思っていますので、議員のおっしゃるとおり、前向きに進めてまいりたいと思います。

議長
議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第 4、議案第 57 号 更別村敬老祝金条例制定の件を議題いたします。

本案について、委員長より審査の報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第4回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、12月15日、理事者及び担当課長の出席を求めて委員会を開催し、審査を行いました。

その結果について、報告いたします。

議案第57号は、従来の敬老年金から敬老祝金に変更するものです。

昭和45年に条例が制定された敬老年金は、約40年が経過し、現行では70歳以上75歳未満は年額1万円、75歳以上は年額1万3千円を毎年支給してきていますが、この年金を廃止して、数え年77歳、88歳、99歳の賀寿に3万円を祝い金として贈呈するものであり、これは村の行財政改革の一環として見直しをした結果、この敬老祝金条例を制定することになったものであります。

このような経過等を考慮し、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

議長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長の報告が終わりまりましたので、これから質疑を行います。

議案第57号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

6番松橋議員

6番 松橋さん

私、ご承知のように総務厚生常任委員会から外れている人間なのですけれども、先般、委員会を傍聴させていただきました。

それで、こういう場で、この件について発言するのは初めてなのですけれども、あの時、理事者、担当課長からの説明は、各老人クラブで随分説明をされて納得をされたかの報告を受けておりましたけれども、一部、老人クラブの代表から、過去の先輩方に対してこれを無くすということに対して抵抗が若干あると聞いておりますので、この件につきましては、私自身とすれば説明不足がまだあったのかなと感じている中では、若干今の委員長報告については賛成しかねるところがあります。

議長

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

今質問がございましたが、先程申し上げましたように、12月15日に総務厚生常任委員会に付託されました敬老年金から敬老祝金に変更するものの委員会を行いました。

その中で、理事者からの説明について更別村の老人クラブ、末広学級等で理事者側から説明を願った中では、意見もございましたけれども、行財政改革の一環とする中では、ある程度のご理解も得られたというご説明でございました。

また、委員会についても色々な意見はございましたけれども、最終的には可決という内容になっておりますので、その辺を御理解の上、お願いしたいと思います。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
委員長報告は、原案のとおり可決であります。
これから議案第 57 号に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
議案第 57 号に対する原案に反対者の発言を許します。

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

私自身とすれば、やはり、私も 1 年生議員でありますけれども、先輩の人達が守ってきたことを私の代で廃止するということには賛成しかねます。

やはり、今の更別村があるのは、今の諸先輩方の血の滲むような開拓のおかげで今の繁栄があると思っておりますので、最低、この程度のことはしてあげるべきだと思って、廃止については反対をさせていただきます。

議長

原案に賛成者の発言を許します。

1 番 赤津さん

1 番赤津議員

それでは、ただ今報告された、更別村敬老祝金条例制定の件について委員長の報告のとおり私は賛成の立場で討論を申し上げたいと思っております。

この条例にいたっては、先程、委員長がそれぞれ説明したとおり、村当局では対象者に対し、それぞれ老人会を含めて何点かの説明をして私は十分であったなというふうに思っております。

結果としては、それぞれ理解を得たという報告を受けておりますので、当然委員会としてはそういう十分な論議が尽くされたものと思っておりますし、合わせて他の委員会等の論議についても十分その議題については論議いたしております。

委員会決議は議会自らの強い意志の受け止めと私は思っておりますので、尊重し、本案につきまして、委員長報告どおり、更別村敬老祝金条例制定の件につきましては賛成をいたします。

以上であります。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これをもって討論を終了いたします。

これから、議案第 57 号の件を起立により採決いたします。

議案第 57 号に対する委員長の報告は原案のとおり可決であります。

議案第 57 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 5、着席 1)

議長

起立多数です。

したがって、議案第 57 号、更別村敬老祝金条例制定の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議	長	日程第 5、陳情第 8 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長 第 4 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 8 号について、12 月 15 日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める陳情書の件ですが、医療、介護、福祉が弱体化している中において、平成 21 年度予算の概算要求の基本方針で、社会保障関係費 2,200 億円の抑制が示されたことにより、これが実行されれば地域医療体制はもとより、介護の人材確保ができにくい状況になるなど、深刻な事態に陥ることが大いに予測されることから委員会で、慎重に審査をした結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 8 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 8 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 8 号に対する委員長の報告は、採択であります。 陳情第 8 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、陳情第 8 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める陳情書の件は、採択と決定しました。
議	長	日程第 6、陳情第 9 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。 松橋産業文教常任委員長 第 4 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳

		情第9号について、12月15日に委員会を開催し、その審査を行いました。
		その結果について、報告いたします。
		生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情書の件ですが、原油や食料品の価格の高騰が、国民・勤労者の生活を直撃しており、この対策がない現状では、地域経済の悪化や地方行政運営にも影響を与えることが、大いに懸念されることから委員会で、慎重に審査をした結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。
議	長	以上で審査の報告といたします。 これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 9 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 9 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 9 号に対する委員長の報告は、採択であります。 陳情第 9 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、陳情第 9 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情書の件は、採択と決定しました。
議	長	日程第 7、陳情第 10 号 J R 不採用問題の早期解決を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。
産業文教常任委員長		松橋産業文教常任委員長 第4回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第10号について、12月15日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について、報告いたします。 J R 不採用問題の早期解決を求める陳情書の件ですが、国鉄分割・民営化で、1,047 名の職員が、不採用とされてから 22 年目を迎え、この問題が、長期化してきているところですが、本年 1 月に、東京地裁に提訴していた「J R 不採用問題」においては、不法行為を

		認める判決が出されたところであり、このような状況を考慮し、委員会で慎重に審査をした結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。
議	長	以上で審査の報告といたします。 これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 10 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 10 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 10 号に対する委員長の報告は、採択であります。 陳情第 10 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、陳情第 10 号 JR 不採用問題の早期解決を求める陳情書の件は、採択と決定しました。
議	長	日程第 8、陳情第 11 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。
総務厚生常任委員長	高橋総務厚生常任委員長	第 4 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 11 号について、12 月 15 日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める陳情書の件ですが、現在、高齢者介護の労働者や事業所の状況は非常に厳しく、社会問題にまでなっており、介護報酬が引き下げられたことが原因で、介護労働者の賃金・労働条件は悪化し、また事業所の経営困難にも繋がっているところです。 そこで、この対策として現行の介護保険制度の枠内に留まらず、政府の新たな財政投入が必要であることなどから、委員会で慎重に審査をした結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上で審査の報告といたします。

議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 11 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第 11 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 11 号に対する委員長の報告は、採択であります。 陳情第 11 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 11 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める陳情書の件は、採択と決定しました。
議 議 議	長 長 長	この際、暫時休憩いたします。(14 時 10 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 30 分) おはかりいたします。 ただいま、休憩中に、1 番赤津さんから、意見書案第 17 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書の件、3 番菊地さんから、意見書案第 18 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件、4 番堂場さんから、意見書案第 19 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の件、3 番菊地さんから、意見書案第 20 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める意見書の件が提出されました。 この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、この際、意見書案第 17 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書の件、意見書案第 18 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件、意見書案第 19 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の件、意見書案第 20 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を

		求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議	長	日程第 9、意見書案第 17 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
1 番赤津議員		1 番 赤津さん 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 地域における医師不足をはじめ、社会的セーフティネット機能が弱体化し、また、非正規労働の拡大でいわゆるワーキングプア層をつくり出すなど、住民の生活不安が広がっている状況の中、平成 21 年度予算の概算要求に当たっては、社会保障関係費を 2,200 億円抑制することが示され、これでは地域の医療体制などが深刻な事態に陥ってしまいます。 また不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念されることから、社会保障関係費 2,200 億円削減方針の撤回を求めるため、別紙意見書を菊地議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから意見書案第 17 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第 17 号は原案のとおり可決されました。 日程第 10、意見書案第 18 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
3 番菊地議員		3 番 菊地さん 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提案理由を申し上げます。

		内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 原油や食料品の価格高騰が続き、国民の生活を直撃しています。 日本の景気回復は、更に減速しているとの見方もある状況で、国と地方の格差が拡大し、賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、地域住民の生活を圧迫させ、更なる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念されるところです。 そこで、生活品の物価高騰に伴う実質の所得の低下を緩和するよう、別紙意見書を本多議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 18 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 18 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 11、意見書案第 19 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 4 番 堂場さん
4 番堂場議員		J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 国鉄の分割・民営化で、国鉄職員が全国で 1,047 名、不採用とされてから 22 年目を迎え、問題が長期化していることは、憂慮すべきことです。 この間、I L O (国際労働機関) は、政府に対して「この労働争議を関係者が満足する解決に到達させる観点から、I L O 援助の受け入れを真剣に検討するように」7 度目となる勧告を出し、また、東京地方裁判所は、この問題において、不法行為があったと認めていることなどから、不採用問題が早期に解決されることを求めるため、

		別紙意見書を菊地議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 19 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の件を採決いたします。
議	長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 19 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 12、意見書案第 20 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める意見書の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。 3 番 菊地さん
3 番菊地議員		政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 過酷な労働に対して、賃金・労働条件が低すぎるのが原因で、職員を募集しても集まらないなど、高齢者職場の人材不足が社会問題となっているのが現状です。 職員が安心して働くことのできる環境を速やかにつくらなければ、疲れきった職員のもとでは、利用者・高齢者が、安全で快適なサービスを受けることはできません。 このようなことから、事態は深刻であり、政府の財政措置も含め、早急な介護職員の人員確保と待遇の改善の施策を強く求めるため、別紙意見書を堂場議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。

		これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 20 号 政府の責任で実効ある介護労働者の 人材確保・待遇改善の施策を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 20 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 13、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会 は、1. ごみ収集・処理の現状について、2. 高齢者の介護支援等につ いて、産業文教常任委員会は、1. 学校教育の状況について、議会 運営委員会は、1. 議会の運営について、2. 議長の諮問に関する事 項について、3. 議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事 務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。 お諮りいたします。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付す ることに決定しました。
議	長	以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしま した。 したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会い たしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定しま した。 これにて、平成 20 年第 4 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 50 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 12 月 19 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和